

令和4年度

独立行政法人福祉医療機構
借入金利子補給費の手続等
(制度の概要)

(保育所施設整備用)



公益財団法人東京都福祉保健財団

【個人情報について】

独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費交付申請書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費交付事務の目的以外に利用することはありません。

独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金借入に関する財団の役割について

1. 福祉医療機構福祉貸付資金借入に関する相談業務・借入申込書の作成サポート

- 社会福祉法人等が福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金に対する利子補給を行っていることから、借入申込書作成のサポートを行っております。

利子補給費対象額の算定にあたって

※ 利子補給費対象額の算定にあたって、法人には福祉医療機構において事前に融資相談を行っていただきます。

※ 法人には利子補給の初回相談の際に、下記の書類をご提出いただいております。

- ・福祉貸付資金借入申込書

→別紙「福祉貸付資金借入申込書（総合チェックリスト）」にもとづいたもの。

No. 2-1「都道府県・市区町村意見書」は「市区町村長の意見」欄に記載のあるもの。(P. 5 参照)

- ・補助金積算根拠

→市区町村担当者作成のもの。市区町村書式若しくは財団書式にて提出。(P. 9、10 参照)

2. 福祉医療機構福祉貸付資金借入に伴う東京都への進達並びに福祉医療機構への申込取次ぎ業務

- 福祉医療機構から借入を行うにあたっては、東京都及び区市町村が交付する「意見書」及び「意見書添付様式」（借入申込書様式）が必要となります。これは、法人の福祉貸付資金借入申込に関する事業計画等が妥当であることを証左するためです。
- 当財団では、法人が作成した借入申込書をお預かりし、東京都への進達を行っております。
東京都より意見書が交付された後、財団を経由して福祉医療機構へ借入申込書を送付、その後福祉医療機構が内容等に不備がないことを確認してから、2週間程度を経て法人の申込が受理されます。

なお、福祉医療機構は、借入申込受理前の工事請負契約締結・着工を原則として認めていません。申込受理前に契約等を行ったものについては融資が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。なお、財団に福祉貸付資金借入申込書を提出後、福祉医療機構から受理票が発行されるまで最低1ヶ月半を要します。

3. 福祉医療機構借入金利子補給業務

- 福祉医療機構では、受理した借入申込書及び添付書類に基づき、融資審査を経たうえで、承認されたものについて貸付を内定し、金銭消費貸借契約を締結します。
- 当財団では、福祉医療機構と金銭消費貸借契約を締結した法人から利子補給費の交付申請を受け、申請内容確認後に利子補給費を再算定し交付決定を行います。
- 償還開始後は法人からの請求に基づき、必要書類を確認のうえ、利子を補給します。
- なお、借入金利子については必ずしも機構に支払った利子の全額が補給の対象とはなりません。
- また、福祉医療機構の保証人不要制度（一定利率を上乗せすることで連帯保証人を不要とする制度）を利用する場合、その保証に係る部分の利子については、利子補給の対象外となります。

《利子補給費交付決定の手続き及び算定にあたって》

- (1) 福祉医療機構に借入申込を行った法人には、当財団から利子補給費交付申請書をお渡ししますので、福祉医療機構と契約締結後、必要事項を記入の上、金銭消費貸借契約証書の写し等添付書類と共に提出いただきます。

○以下の書類も、法人を通じてご提出いただきます。

- ・ 補助金交付決定通知
- ・ 補助金額積算根拠書類（P9、10 参照）

※交付が未決定の場合、交付予定額や交付決定時期など、財団から区市町村に直接確認させていただく場合があります。

- (2) 申請書類の内容を確認し、交付予定額再算定後、当財団から法人に「福祉医療機構借入金利子補給費交付予定者決定通知書」と「利子補給費年次表」を送付します。
- (3) 当財団から法人へ「独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費の交付請求について／利子補給費交付請求書」を送付します（送付時期等は下表参照）。
- (4) 法人は福祉医療機構に利子を支払った後、利子補給費交付請求書に利子を機構に支払ったことを証する書類の写しを添付して当財団へ請求します。
- (5) 当財団で支払内容を確認し、法人が指定する金融機関に振込みます。

《利子補給費交付請求書の提出及び利子補給費の交付時期》

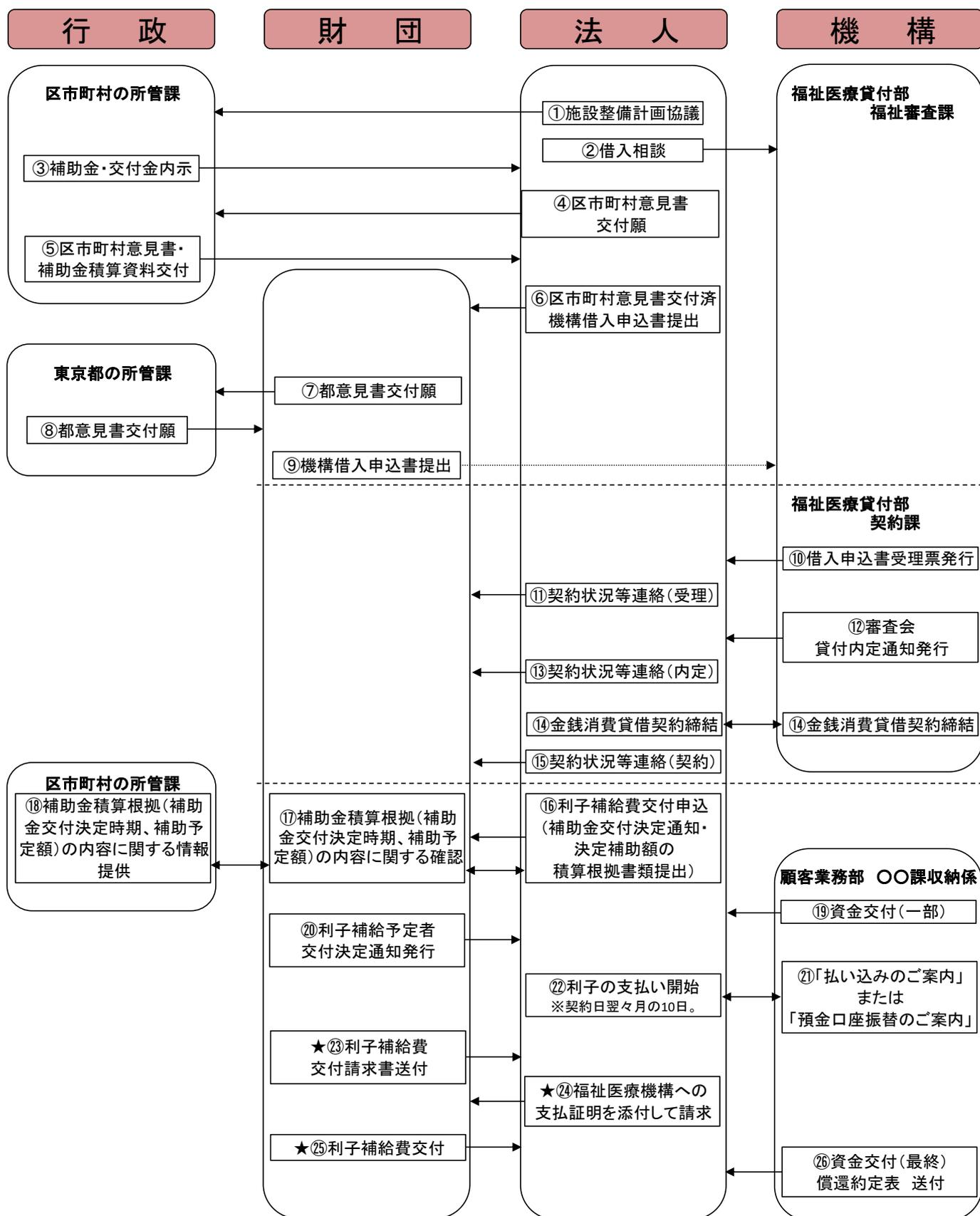
利子の支払い月	請求書送付時期 (当財団⇒法人)	請求書提出期限 (法人⇒当財団)	交付予定時期
4月～6月	4月下旬	6月21日(火) 必着	7月上旬
7月～9月	7月下旬	9月22日(木) 必着	10月上旬
10月～12月	10月下旬	12月21日(水) 必着	1月上旬
1月～3月	1月下旬	3月22日(水) 必着	4月上旬

◎ 参考

- ・ 福祉医療機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/>)
福祉貸付ページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>)
- ・ 財団ホームページ (<https://www.fukushizaidan.jp/>)
利子補給ページ (<https://www.fukushizaidan.jp/306shikin/fukushiiryuu/>)

※ご不明な場合、当財団の運営支援室施設支援担当（電話【03(3344)8635】）までお問い合わせください。

保育所施設整備計画における福祉医療機構借入及び財団利子補給のおもな流れ



- ※ 機構の融資対象は、法的・制度的補助金の交付のある事業です。
- ※ 機構の受理票発行日より前に土地売買契約や建築請負契約を締結した場合は、原則として融資を受けられません。
- ※ 資金計画において、贈与計画に基づく贈与金がある場合は、その贈与の履行が行われた後に機構の金銭消費貸借契約締結となります。
- ※ 機構借入に係る償還金が地方公共団体による全額負担でない場合、利率を上乗せして保証人不用制度を利用するか、代表者を保証人として立てていただく必要があります。
- ※ ㉓㉔㉕は福祉医療機構への償還が終わるまで繰り返します。

機構借入金額積算内訳〔金額単位：千円〕

令和4年度事業

【1. 建築資金及び設備備品整備資金】

区 分	実際事業費	機構基準事業費
1 建築工事費	500,940	438,000
2 特別工事費		
2-1 大型設備等工事費		
2-2 特殊工事費		
うち解体撤去工事費		
うち仮設施設整備工事費		
3 設計監理費	20,625	21,900
4 設備備品整備費	8,900	
合 計	(A) 530,465	(B) 459,900

設置・整備資金 借入申込金額 (I)+(II)
146,200

(注) 建築工事費・特別工事費(含大型設備・特殊)・設計監理費は、建築工事費等見積書に記載の金額と合致させて下さい。

《機構基準事業費の算出内訳》

施設種類	本 体			大型設備等金額	解体金額	仮設金額
	定員数・施設数	単価	金額			
保育所	139	2,800	389,200			
乳児室	1	8,400	8,400			
一時預かり室	1	16,900	16,900			
地域子育て支援室	1	23,500	23,500			
合 計			438,000			

《借入申込金額の算定》

(1) 控除する補助金・交付金の算出

国庫補助金(自治体義務的負担分含) 次世代交付金、安心こども基金(〃) 保育所等整備交付金(〃) 都道府県・指定都市・中核市補助金 ①	地域介護・福祉空間交付金及び 地域医療介護総合確保基金 交付決定額 ②	控除対象交付金額の上限 ③	②の対象事業に対する自治体からの交付決定額 ④
(297,437)	() × 1.5 = ()	()	()
自治体の単独(上積)補助金⑤	民間補助金⑥		今次計画に対して受ける補助金及び交付金総額
(68,002)	()		(365,439)

(2) 機構借入金の算出(下段はうち無利子分の算出)

基準事業費 (A)と(B)のいずれか低い額	控除する補助金額	融 資 率	借入金の上限	借入申込金額(I)
(459,900)	— (297,437)	× 90 %	= 146,216	≥ 146,200
(a)	(b)	(c)	{(a) - (b)} × (c)	
(d)	(e)	(f)	{(d) - (e)} × (f)	≥

(注)無利子分の算出における基準事業費:控除する補助金額のうち無利子分対象額に3分の4を乗じた額

【2. 土地取得資金】 融資対象事業に係る建物の延べ床面積: _____ m²

区 分	実際事業費	融資限度面積	基準事業費	参考(全体分)
取得費	千円		千円	千円
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²
単 価	円/m ²		円/m ²	円/m ²

基準事業費	控除する補助金額 (土地分)	融 資 率	借入金の上限	借入申込金額(II)
(g)	(h)	× 90 %	=	≥
		(i)	{(g) - (h)} × (i)	

[事業の概要及び資金計画]
 借入申込法人名: _____ 施設種類: _____ 施設名称: _____

総事業費	機構借入金	補助金・交付金	共同募金	贈与金	協調融資	その他借入金	自己資金

(単位:千円)

(注) 資金計画は入札前の場合、設計見積を元に作成してください。入札等により資金計画に変更があった場合は確認の連絡をいたします。

[事業の特殊性] (該当箇所にチェックを入れてください)

療養病床からの転換事業(定員 _____ 名) (注) ()内は転換該当数を記入
 認可を目指す認可外保育施設整備事業
 耐震化整備事業
 高台移転整備事業
 災害復旧事業
 アスベスト対策事業
 老朽改築事業*
 既設用地有効活用改築促進事業*
 地震対策緊急整備事業*
 地すべり対策事業*
 高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項(サービス付き高齢者向け住宅)の登録を受ける有料老人ホーム整備事業

※ 意見書別添様式に当該事業の補助金額を記載する必要がありますので、必ず金額を記入の上意見書を交付してください。

[都道府県知事(指定都市又は中核市の長)の意見] (該当箇所にチェックを入れてください)

1 都道府県の各種計画等との整合性

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。
 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

2-1 事業者の適格性(施設整備の行政庁と法人所管の所轄庁が同一もしくは同一都道府県の施設整備で法人所管の所轄庁)

当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められる。
 当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められない。
 当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べる立場にない。
 特記事項(_____)

2-2 事業者の適格性(施設整備の行政庁と法人所管の所轄庁が異なる)

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であることを確認した。
 法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者でないことを確認した。
 当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べる立場にない。
 特記事項(_____)

3 当該事業に対する補助

当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 _____ 千円](内訳は別添様式のとおり)
 当該事業に対する補助はない。
 補助する予定はないが、次のとおり必要性を認めるものである。
 特記事項(_____)

4 当該事業の必要性

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。
 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。
 その他、以下の特記事項のとおり。
 特記事項(_____)

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長 (印)

独立行政法人福祉医療機構理事長 様 (作成担当課: _____ 課・室(Tel: _____ - _____ - _____))

[市区町村長の意見] (該当箇所にチェックを入れてください)

1 市町村の各種計画等との整合性

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。
 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

2-1 事業者の適格性(施設整備の行政庁と法人所管の所轄庁が同一)

当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められる。
 当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められない。
 当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べる立場にない。
 特記事項(_____)

2-2 事業者の適格性(施設整備の行政庁と法人所管の所轄庁が異なる)

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であることを確認した。
 法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者でないことを確認した。
 当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べる立場にない。
 特記事項(_____)

3 当該事業に対する補助

当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 _____ 千円](内訳は別添様式のとおり)
 当該事業に対する補助はない。
 補助する予定はないが、次のとおり必要性を認めるものである。
 特記事項(_____)

4 当該事業の必要性

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。
 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。
 その他、以下の特記事項のとおり。
 特記事項(_____)

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

市区町村の長 (印)

独立行政法人福祉医療機構理事長 様 (作成担当課: _____ 課・室(Tel: _____ - _____ - _____))

※記名・押印については、委任された方で差し支えありません。

利子補給費対象額算定表

2022/5/17

社会福祉法人		〇〇会			
対象施設	施設名	△△保育園		種類	保育所 (新設)
	利用定員	人		整備後	139 人
福祉医療機構 借入計画	借入額	146,200 千円		利率	0.40% (申込時)
	利子額	2,320 千円		償還方法	月賦
整備計画				資金計画	
区分	① 施設整備	② 設備整備	3 土地取得	保育所等整備交付金	254,947
構造	1 耐火 2 準耐火 3 その他	建築延床面積	366.70 m ²	待機児解消区市町村 支援事業補助金	110,492
区分	実事業費		必要と認める経費	民間補助金	
本体工事費 (冷暖房) (浄化槽) (乗用エレベーター) (スプリンクラー)	A 千円	C 千円		計	E 365,439 千円
大型設備等工事費	500,940	409,380		区市町村単独補助	
解体撤去				贈与金	
仮設施設				自己資金	35,826
				補助金(土地取得相当)	
設計監理費	20,625	20,625		福祉医療機構借入金	146,200
備品費	8,900	8,900		※ 必要と認める経費の説明 ・本体、冷暖房、浄化槽、エレベーター、スプリンクラー ・工事費の合計額(C)は必要と認める経費の算定の合計額(B)と各実事業費の合計額(A)とのいずれか低い方の額とする。 ・上記以外の経費については、原則実事業費とする。 ・土地取得費については、50,000千円を限度とする。	
土地取得費		(上限 50,000 千円)			
利子補給対象外工事費	()				
当初運転資金等	(17,000)				
合計	547,465	D 438,905		合計	547,465
必要と認める経費の算定		B = 409,380,000 円			
種別	単価	人数	利子補給対象額		
4 保育所 (139)人	289,200,000 円	1 施設	× 1.0 =	289,200,000 円	
低年齢児受入拡大事業(乳幼児室・ほふく室)	4,900,000 円	1 施設	× 1.0 =	4,900,000 円	
一時・特定保育室	9,300,000 円	1 施設	× 1.0 =	9,300,000 円	
地域子育て支援相談室	13,200,000 円	1 施設	× 1.0 =	13,200,000 円	
夜間保育所	円	施設	× =	円	
病後児保育	円	人	× =	円	
防音壁加算	円	施設	× =	円	
地域余裕スペース加算	16,400,000 円	1 施設	× 1.0 =	16,400,000 円	
高騰加算 (139)人	72,300,000 円	1 施設	× 1.0 =	72,300,000 円	
高騰加算(地域余裕SP)	4,080,000 円	1 施設	× 1.0 =	4,080,000 円	
C の算定	※ AとBを比較し、金額の低い方をCとする。			C = 409,380 千円	
利子補給費対象 借入限度額 (10万円未満切捨)	必要と認める経費の合計 D - E 建物 (438,905 千円 - 365,439 千円) × 80 / 100 =		58,700 千円		
	土地 : 土地取得分機構借入額と利子補給費対象上限額(50,000千円)を比べて低い方の額 =		千円		
利子補給費対象額	58,700 千円		利子補給額	2,247,202 円	
利子補給期間	30 年間				
内 訳	機構借入額	146,200 千円	利子補給対象額	58,700 千円	
	建物	146,200 千円	建物	58,700 千円	
	民老	千円	民老	千円	
	土地	千円	土地	千円	

※当該算定表は当財団が作成したものであり、利子補給額については計画段階での積算であって必ずしも助成を保証するものではありません。
 ※保証人不要制度にかかる利息は補給対象外となります。

【利子補給費シミュレーション】

法人名	社会福祉法人 ○○会
-----	------------

借入金額	146,200,000 円	元金据置期間	12ヵ月
(有利子分)	146,200,000 円	償還期間	20年
(無利子分)	円	年 利 率	0.40%
利子補給対象借入額	58,700,000 円	返 済 方 法	月賦

(単位:円)

回数	機 構				各年次の 合計	財 団			各年次の 合計
	借入残高	(うち有利子分)	償還金			補給対象借入残高	補給対象償還額	利子補給額	
			償還元金	利 息					
1	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
2	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
3	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
4	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
5	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
6	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
7	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
8	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
9	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
10	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
11	146,200,000	146,200,000				58,700,000			
12	146,200,000	146,200,000	736,000	48,733	784,733	58,700,000	332,000	19,566	19,566
13	145,464,000	145,464,000	638,000	48,488		58,368,000	256,000	19,456	
14	144,826,000	144,826,000	638,000	48,275		58,112,000	256,000	19,370	
15	144,188,000	144,188,000	638,000	48,062		57,856,000	256,000	19,285	
16	143,550,000	143,550,000	638,000	47,850		57,600,000	256,000	19,200	
17	142,912,000	142,912,000	638,000	47,637		57,344,000	256,000	19,114	
18	142,274,000	142,274,000	638,000	47,424		57,088,000	256,000	19,029	
19	141,636,000	141,636,000	638,000	47,212		56,832,000	256,000	18,944	
20	140,998,000	140,998,000	638,000	46,999		56,576,000	256,000	18,858	
21	140,360,000	140,360,000	638,000	46,786		56,320,000	256,000	18,773	
22	139,722,000	139,722,000	638,000	46,574		56,064,000	256,000	18,688	
23	139,084,000	139,084,000	638,000	46,361		55,808,000	256,000	18,602	
24	138,446,000	138,446,000	638,000	46,148	8,223,816	55,552,000	256,000	18,517	227,836
25	137,808,000	137,808,000	638,000	45,936		55,296,000	256,000	18,432	
26	137,170,000	137,170,000	638,000	45,723		55,040,000	256,000	18,346	
27	136,532,000	136,532,000	638,000	45,510		54,784,000	256,000	18,261	
28	135,894,000	135,894,000	638,000	45,298		54,528,000	256,000	18,176	
29	135,256,000	135,256,000	638,000	45,085		54,272,000	256,000	18,090	
30	134,618,000	134,618,000	638,000	44,873		54,016,000	256,000	18,005	
31	133,980,000	133,980,000	638,000	44,660		53,760,000	256,000	17,920	
32	133,342,000	133,342,000	638,000	44,448		53,504,000	256,000	17,835	
33	132,704,000	132,704,000	638,000	44,235		53,248,000	256,000	17,750	
34	132,066,000	132,066,000	638,000	44,023		52,992,000	256,000	17,665	
35	131,428,000	131,428,000	638,000	43,810		52,736,000	256,000	17,580	
36	130,790,000	130,790,000	638,000	43,598		52,480,000	256,000	17,495	
37	130,152,000	130,152,000	638,000	43,385		52,224,000	256,000	17,410	
38	129,514,000	129,514,000	638,000	43,173		51,968,000	256,000	17,325	
39	128,876,000	128,876,000	638,000	42,960		51,712,000	256,000	17,240	
40	128,238,000	128,238,000	638,000	42,748		51,456,000	256,000	17,155	
41	127,600,000	127,600,000	638,000	42,535		51,200,000	256,000	17,070	
42	126,962,000	126,962,000	638,000	42,323		50,944,000	256,000	16,985	
43	126,324,000	126,324,000	638,000	42,110		50,688,000	256,000	16,900	
44	125,686,000	125,686,000	638,000	41,898		50,432,000	256,000	16,815	
45	125,048,000	125,048,000	638,000	41,685		50,176,000	256,000	16,730	
46	124,410,000	124,410,000	638,000	41,473		49,920,000	256,000	16,645	
47	123,772,000	123,772,000	638,000	41,260		49,664,000	256,000	16,560	
48	123,134,000	123,134,000	638,000	41,048		49,408,000	256,000	16,475	
49	122,496,000	122,496,000	638,000	40,835		49,152,000	256,000	16,390	
50	121,858,000	121,858,000	638,000	40,623		48,896,000	256,000	16,305	
51	121,220,000	121,220,000	638,000	40,410		48,640,000	256,000	16,220	
52	120,582,000	120,582,000	638,000	40,198		48,384,000	256,000	16,135	
53	119,944,000	119,944,000	638,000	39,985		48,128,000	256,000	16,050	
54	119,306,000	119,306,000	638,000	39,773		47,872,000	256,000	15,965	
55	118,668,000	118,668,000	638,000	39,560		47,616,000	256,000	15,880	
56	118,030,000	118,030,000	638,000	39,348		47,360,000	256,000	15,795	
57	117,392,000	117,392,000	638,000	39,135		47,104,000	256,000	15,710	
58	116,754,000	116,754,000	638,000	38,923		46,848,000	256,000	15,625	
59	116,116,000	116,116,000	638,000	38,710		46,592,000	256,000	15,540	
60	115,478,000	115,478,000	638,000	38,498		46,336,000	256,000	15,455	
61	114,840,000	114,840,000	638,000	38,285		46,080,000	256,000	15,370	
62	114,202,000	114,202,000	638,000	38,073		45,824,000	256,000	15,285	
63	113,564,000	113,564,000	638,000	37,860		45,568,000	256,000	15,200	
64	112,926,000	112,926,000	638,000	37,648		45,312,000	256,000	15,115	
65	112,288,000	112,288,000	638,000	37,435		45,056,000	256,000	15,030	
66	111,650,000	111,650,000	638,000	37,223		44,800,000	256,000	14,945	
67	111,012,000	111,012,000	638,000	37,010		44,544,000	256,000	14,860	
68	110,374,000	110,374,000	638,000	36,798		44,288,000	256,000	14,775	
69	109,736,000	109,736,000	638,000	36,585		44,032,000	256,000	14,690	
70	109,098,000	109,098,000	638,000	36,373		43,776,000	256,000	14,605	
71	108,460,000	108,460,000	638,000	36,160		43,520,000	256,000	14,520	
72	107,822,000	107,822,000	638,000	35,948		43,264,000	256,000	14,435	
73	107,184,000	107,184,000	638,000	35,735		43,008,000	256,000	14,350	
74	106,546,000	106,546,000	638,000	35,523		42,752,000	256,000	14,265	
75	105,908,000	105,908,000	638,000	35,310		42,496,000	256,000	14,180	
76	105,270,000	105,270,000	638,000	35,098		42,240,000	256,000	14,095	
77	104,632,000	104,632,000	638,000	34,885		41,984,000	256,000	14,010	
78	103,994,000	103,994,000	638,000	34,673		41,728,000	256,000	13,925	
79	103,356,000	103,356,000	638,000	34,460		41,472,000	256,000	13,840	
80	102,718,000	102,718,000	638,000	34,248		41,216,000	256,000	13,755	
81	102,080,000	102,080,000	638,000	34,035		40,960,000	256,000	13,670	
82	101,442,000	101,442,000	638,000	33,823		40,704,000	256,000	13,585	
83	100,804,000	100,804,000	638,000	33,610		40,448,000	256,000	13,500	
84	100,166,000	100,166,000	638,000	33,398		40,192,000	256,000	13,415	
85	99,528,000	99,528,000	638,000	33,185		39,936,000	256,000	13,330	
86	98,890,000	98,890,000	638,000	32,973		39,680,000	256,000	13,245	
87	98,252,000	98,252,000	638,000	32,760		39,424,000	256,000	13,160	
88	97,614,000	97,614,000	638,000	32,548		39,168,000	256,000	13,075	
89	96,976,000	96,976,000	638,000	32,335		38,912,000	256,000	12,990	
90	96,338,000	96,338,000	638,000	32,123		38,656,000	256,000	12,905	
91	95,700,000	95,700,000	638,000	31,910		38,400,000	256,000	12,820	
92	95,062,000	95,062,000	638,000	31,698		38,144,000	256,000	12,735	
93	94,424,000	94,424,000	638,000	31,485		37,888,000	256,000	12,650	
94	93,786,000	93,786,000	638,000	31,273		37,632,000	256,000	12,565	
95	93,148,000	93,148,000	638,000	31,060		37,376,000	256,000	12,480	
96	92,510,000	92,510,000	638,000	30,848		37,120,000	256,000	12,395	
97	91,872,000	91,872,000	638,000	30,635		36,864,000	256,000	12,310	
98	91,234,000	91,234,000	638,000	30,423		36,608,000	256,000	12,225	
99	90,596,000	90,596,000	638,000	30,210		36,352,000	256,000	12,140	
100	90,000,000	90,000,000	638,000	30,000	7,672,584	256,000	256,000	85	6,652
合 計			146,200,000	5,600,533			58,700,000	2,247,202	

○ 利子補給費交付事業の概要

名 称	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費交付事業
交付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の対象となった費用。 ただし、更生保護事業は除く。 ・定期借地権の利用による一時金に対する貸付は除く。 ・福祉貸付の経営資金及び医療貸付は除く。 ・宗教法人・医療法人・NPO法人・営利法人は対象外。 ・中核市に所在する施設は対象外（一部施設を除く）。
利子補給費対象借入限度額	<p>① 補給額 当該年度中に機構に支払った利子に対する補給額。 ただし、全額対象とならない場合があります。</p> <p>② 対象借入限度額 $\left(\text{必要と認める総事業費}^{\text{注1}} - \text{補助金}^{\text{注2}} \right) \times 80 / 100 = \text{対象借入限度額}$ </p> <p>注1 利子補給費交付対象事業ごとに異なる。 ◎新設、改築の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・本体、冷暖房、昇降機、スプリンクラー、浄化槽等各工事費 <u>利子補給対象単価</u> ・大型設備等工事費、解体撤去、仮施設等各工事費 <u>費用の全額</u> ・備品購入費、設計監理費 <u>費用の全額</u> ◎拡張、大規模修繕等の事業 <u>費用の全額</u></p> <p>ただし、土地取得費の利子補給対象借入限度額は 50,000 千円</p> <p>注2 国・都補助金</p>
補給利率	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療機構との契約利率とする。 ・保証人不要制度等による上乗せ利率分は除く。
交付方法	四半期ごと（福祉医療機構への支払後）年4回 当該年度に支払わなかった利子は補給しない。
補給期間	30年以内。
取 消	<p>補給決定取消（変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事情変更による特別の必要性 ②虚偽の記載
延滞損害金	延滞損害金は補給しない。

【補助金積算根拠：法人所有物件】

※その他計算式等修正が必要な場合は、修正し、コメントを残していただけると幸いです。

保育所緊急整備事業補助金申請額内訳【全体】

1 保育所等整備交付金(防音壁を除く)※子供家庭支援区市町村包括補助金を選択する場合は、その旨をご記載ください。

(1) 本体工事費、解体撤去工事費及び仮施設設置備工事費

単位：円

種目	対象経費の 実支出(予定)額 A	寄付金その他 の収入額等 B	差引額 C=A-B	交付基準額 (要綱別表2) D	E	補助基準額 F=D×E
本体工事費						
工事事務費						
特殊附帯工事費						
解体撤去工事費						
仮施設設置備工事費						
開設準備費加算						
設計料加算				0		
放課後児童クラブ設置 地域の余裕スペース						
土地賃借料加算						
定期借地設定一時 金加算						
合計	0	0	0	0	3/2	0

都(1/16)の場合、1/16相当をご記載ください。

選定額 min(C, F) 0	保育所等整備交付金		待機児童解消区市町村支援事業(2)ア		事業者負担
	国	区市町村(*)	都(3/16)	区市町村	事業者
	0	0	0	0	0
		0		0	

*東京都「待機児童解消区市町村支援事業補助金(3)保育所等整備に係る区市町村負担軽減

補助率によって計算式の変更が必要です。

区市町村独自の上乗せ補助がある場合は、「3.その他補助金」にご記載ください。

(2) 防犯対策の強化に係る外構整備工事費

対象経費の 実支出(予定)額 A	寄付金その他 の収入額等 B	差引額 C=A-B	交付基準額 D	選定額 E=min(C, D)
	0	0		0

保育所等整備交付金		待機児童解消(15/16)	事業者負担
国	市	都	事業者
0	0	0	0
		0	0

補助率によって計算式の変更が必要です。

積み上げた単価を教えてください。
と幸いです。
(例) 本体、特殊附帯、解体工事 等

2 待機児童解消区市町村支援事業(2)力高騰加算

補助上限額 (実支出額から算出) A	補助基準額 (要綱別表5) B	選定額 C=min(A, B)	補助率 D	待機児童解消(2) 力 補助金額 E=C×D
		0	15/16	0

区市町村独自の上乗せ補助がある場合は、「3.その他補助金」にご記載ください。

3 保育所等整備交付金(防音壁)

補助上限額 (実支出額から算出) A	補助基準額 別表1-7 2/2相当 B	選定額 C=min(A, B)	補助率 D	補助金額 E=C×D
		0	3/4	0

ここでは、国交付金(区市町村負担分含む)をご記載ください。
防音壁に対する区市町村独自の上乗せ補助がある場合は、「3.その他補助金」にご記載ください。

4 その他補助金

種目	財源	補助金額
合計		0

もとの財源を御記入ください。
(例) 区市町村、東京都
※東京都補助である場合、可能であれば、補助要綱名をコメント欄にご記載いただけると幸いです。

補助金額合計額 U=J+O+T
0

ご担当者名
部署名
ご連絡先

恐れ入りますが、電話番号をお教えてください。
ご記載いただいた内容について、お問い合わせさせていただく場合がございます。

※青字部分補助率については、異なる場合修正してください(計算式含む)

※その他計算式等修正が必要な場合は、修正し、コメントを残していただくと幸いです。

【補助金積算根拠: 賃貸物件】

1 保育対策総合支援事業費補助金

補助基準額	千円	(本園)
補助金額	0 千円	
国負担分(2/3)	0 千円	
区市町村負担分(1/12)	0 千円	

分園の場合、お手数ですが「分園」に修正してください。

2 待機児童解消区市町村支援事業補助金要綱2(2)ア(イ)賃貸物件による保育整備事業補助要綱に基づく事業

補助金額	0 千円
都負担分(3/16)	0 千円
区市町村負担分	0 千円

単価の確認をお願いいたします。

3 待機児童解消区市町村支援事業補助金要綱2(2)オ

補助金額	0 千円	(別紙2補助単価)
都負担分(23/32)	千円	
区市町村負担分(7/32)	千円	

千円

4 開設前賃借料

補助金額	0 千円
都負担分	千円
区市町村負担分	千円

5 その他

補助金の種類を教えてください。

補助金額	0 千円
都負担分	千円
区市町村負担分	0 千円

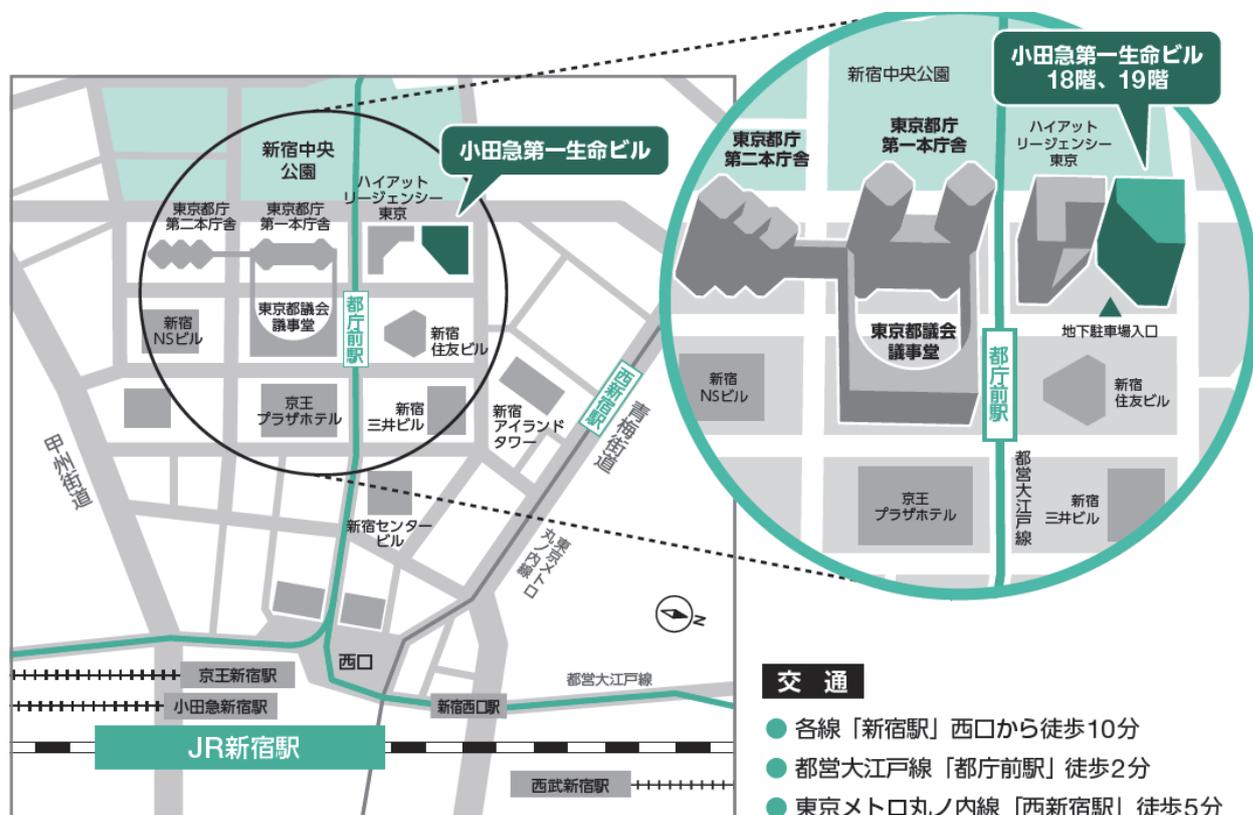
【1-5合計】

補助金額	保育対策	0 千円
	都補助金	0 千円
	区市町村補助金	0
	合計	0 千円

恐れ入りますが、電話番号をお教えてください。:
ご記載いただいた内容について、お問い合わせさせていただく場合がございます。

ご担当者名
部署名
ご連絡先

案 内 図



〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

 公益財団法人 **東京都福祉保健財団**

事業者支援部 運営支援室 施設支援担当

TEL 03 (3344) 8635

FAX 03 (3344) 8596

<https://www.fukushizaidan.jp/>